

一般事業主行動計画

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主、（一般事業主）の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』の制定に基づき、「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。

職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日 まで

2. 内容

目標 女性労働者の育児休職（育児休業）の取得率100%を維持する

対策 平成30年4月～ 全職員に対して、出産予定労働者に関する制度の周知を実施する

女性の活躍に関する情報公表

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主、（一般事業主）の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』の制定に基づき、下記のとおり女性の活躍に関する状況の情報の公表を行います。

記

1. 情報公表項目

●採用した労働者に占める女性労働者の割合（直近事業年度による）

総合職	20名	男性	7名	女性	13名	65.0%
技術職						0.0%
期間の定めがある契約	5名	男性	3名	女性	2名	40.0%

以上